

2018年12月15日（土）

2018年12月度G B L 定例研究会

# 中国ビジネスの落とし穴

---

——架空循環取引再考——

税理士・公認不正検査士（CFE）

米澤 勝

# 自己紹介

**米澤 勝 公認不正検査士（CFE），税理士**

## 【略歴】

事業会社で税務，債権管理，内部統制を担当

1998年税理士登録

2010年1月税理士として独立開業

## 【著書等】

- ・「企業はなぜ，会計不正に手を染めたのか」（清文社）
- ・「架空循環取引—法務・会計・税務の実務対応」清文社・共著）
- ・ web情報誌 Profession Journal  
「会計不正報告書を読む」「租税争訟レポート」を連載中

<https://profession-net.com/professionjournal>

# 中国ビジネスの落とし穴 (本日の構成)

1. チャイナリスク倒産

2. A T T 事件

3. 2度目の調査委員会設置

# 1. チャイナ・リスク

2015年上半期, 中国進出企業で不正会計が相次いで発覚

⇒ きっかけの一つは, 2015年8月における上海総合指数の暴落

東京商工リサーチ「『チャイナリスク』関連倒産調査(2015年上半期)」

[http://www.tsr-net.co.jp/news/analysis/20151008\\_07.html](http://www.tsr-net.co.jp/news/analysis/20151008_07.html)

「チャイナリスク」関連の経営破綻は, 破綻の原因が次の6項目のどれかに該当するものを集計している。

1. コスト高(人件費, 製造コストの上昇, 為替変動など)
2. 品質問題(不良品, 歩留まりが悪い, 模倣品, 中国生産に対する不信など)
3. 労使問題(ストライキ, 工場閉鎖, 設備毀損・破棄など)
- 4. 売掛金回収難(サイト延長含む)**
5. 中国景気減速(株価低迷, 中国国内の消費鈍化, インバウンドの落ち込みなど)
6. 反日問題(不買, 取引の縮小, 暴動など)

# 1. チャイナ・リスク

## 2015年上半期を中心とする「チャイナ・リスク」事件

公表日	上場会社名	公表内容
3月16日	江守グループホールディングス株式会社	中国企業との取引で、貸倒引当金462億500万円を特別損失に計上して、234億2,400万円の債務超過に転落したことを公表
3月25日	KDDI株式会社	シンガポール証券取引所に上場する子会社DMX Technologies Group Ltd. で不適切な会計処理があったことを公表
4月30日	江守グループホールディングス株式会社	民事再生法適用申請
5月18日	昭光通商株式会社	昭光通商及び連結子会社である昭光通商(上海)有限公司において、貸倒引当金繰入額128億円を特別損失として計上することを公表
5月21日	株式会社LIXILグループ	中国子会社でハンブルグ証券取引所に上場するJoyou AGの執行役会が、破産手続き開始申立を検討していることを公表

複数の企業が中国市場進出に関連して巨額の損失を計上することになった背景

- (1) 中国企業を隠れ蓑にした架空循環取引による売上・利益の過大計上(江守GHD, 昭光通商)
  - (2) 中国進出手段としての現地企業M&Aにおけるデューデリジェンスの失敗(KDDI, LIXILグループ)
- 中国市場における不透明な流通プロセスや商慣行

# 1. 江守グループホールディングス 突然の経営破綻

江守グループホールディング株式会社(江守GHD)は、福井県福井市に本店を置く、1958(昭和33)年5月設立の化学製品の販売を主たる事業とする商社。旧社名は江守商事株式会社。

江守GHDが最初に中国進出を果たしたのは1994(平成6)年11月。その後、5社の中国子会社を設立して、積極的に販路を拡大し、業績を伸ばしていく。破綻直近の有価証券報告書の記載によれば、中国向け売上高は、グループ全体の売上高の7割を占めていた。

江守GHD中国主要子会社の売上高と占有率

	2014年3月期		2015年3月期	
	売上高(百万円)	占有率	売上高(百万円)	占有率
江守GHD連結売上高	208,936		224,618	
江守商事(中国)貿易有限公司	120,099	57%	127,687	57%
EAH(上海)国際貿易有限公司	36,398	17%	34,476	15%

# 1. 江守グループホールディングス 突然の経営破綻

2015年3月16日、2015年年3月期第3四半期決算において、江守GHDは、234億2,400万円の大幅な債務超過に転落したことを公表。

＜原因＞中国子会社の取引先の信用リスク増加等を受けて、大口得意先の債務者区分及び引当率を見直すとともに、担保価値の取引信用保険の付保状況についても精査、貸倒引当金462億500万円を特別損失に計上

＜訂正報告書＞中国子会社における事業及びそれに関する取引に関し、売上の実在性と重大な内部規則違反が存在したとの疑義が生じたため、調査を実施。

- 形式的には仕入先と販売先が異なる通常の取引だが、実際には最終販売先が仕入先になっている売戻し取引が存在すること
- 主要な中国子会社の元総経理が会社の承認を得ずにその親族会社との取引を行っていたこと
- 親族会社との取引においては役務提供手数料のみを純額として計上すべきところ、商品売買の様に売上、仕入総額を計上している取引が存在すること

# 1. 江守グループホールディングス 突然の経営破綻

江守GHD決算書データ

(単位:百万円)

	2012年3月期	2013年3月期	2014年3月期	2015年3月期
売上高	116,700	144,625	208,926	224,618
経常利益	2,522	3,005	5,410	3,103
当期純利益	1,689	1,919	3,223	-53,620
営業キャッシュ・フロー	-6,915	-2,670	-5,197	-21,624
投資キャッシュ・フロー	-631	-975	-330	-572
フリーキャッシュ・フロー	-7,546	-3,645	-5,527	-22,196
財務キャッシュ・フロー	8,875	3,511	12,038	15,226

売上高＝大幅増加  
キャッシュ・フロー＝常にマイナス

典型的な架空循環取引の兆候



# 1. 江守グループホールディングス 突然の経営破綻

メディア・リンクス訂正前決算書データ

(単位:百万円)

	2000年度	2001年度	2002年度	
売上高	2,047	6,551	16,863	大幅増
経常利益	29	275	342	
当期純利益	11	123	66	黒字
営業キャッシュ・フロー	▲ 400	▲ 218	▲ 4,474	赤字
投資キャッシュ・フロー	▲ 593	▲ 479	109	
財務キャッシュ・フロー	1,618	254	5,126	

2003年11月, 2回目の不渡手形により倒産。

IXI訂正前決算書データ

(単位:百万円)

	2003年度	2004年度	2005年度	
売上高	11,346	17,629	40,335	大幅増
経常利益	878	1,389	3,275	
当期純利益	499	784	1,785	黒字
営業キャッシュ・フロー	412	784	▲ 1,370	赤字
投資キャッシュ・フロー	▲ 664	▲ 1,186	▲ 1,547	
財務キャッシュ・フロー	2,370	816	4,592	

2007年1月, 民事再生法適用申請。

プロデュース訂正前決算書データ

(単位:百万円)

	2004年度	2005年度	2006年度	
売上高	3,109	5,885	9,704	大幅増
経常利益	212	594	1,205	
当期純利益	107	410	780	黒字
営業キャッシュ・フロー	▲ 142	▲ 681	▲ 967	赤字
投資キャッシュ・フロー	▲ 196	▲ 681	▲ 1,413	
財務キャッシュ・フロー	401	1,885	2,466	

2008年9月, 民事再生法適用申請。

江守グループHD訂正前決算書データ

(単位:百万円)

	2011年度	2012年度	2013年度	
売上高	115,923	140,036	208,926	大幅増
経常利益	2,532	3,005	5,410	
当期純利益	1,689	1,919	3,323	黒字
営業キャッシュ・フロー	▲ 6,915	▲ 2,670	▲ 5,197	赤字
投資キャッシュ・フロー	▲ 631	▲ 975	▲ 330	
財務キャッシュ・フロー	8,875	3,511	12,038	

2015年4月, 民事再生法適用申請。

# 1. 江守グループホールディングス 突然の経営破綻

## 経営破綻の責任所在

- (1) 江守GHDの創業家は、2014年3月期において、235百万円を超える配当を得ていた。2014年3月期の売上が架空のものであれば、違法配当の可能性が指摘されよう。
- (2) 代表取締役江守清隆氏は江守商事(中国)貿易有限公司の董事長を、社長の義弟である常務取締役揚原安麿氏はEAH(上海)国際貿易有限公司の董事長を、それぞれ兼務しており、中国商社事業担当の取締役である謝飛紅氏ともども、中国ビジネスにおける責任者であり、江守GHDの経営破綻の責任を負うことは言うまでもない。  
⇒江守GHDを破綻させることによって責任追及から免れるという動機

## インサイダー取引

2016年2月16日、証券取引等監視委員会は、「江守グループホールディングス株式会社役員からの情報受領者による内部者取引に対する課徴金納付命令の勧告について」を公表し、江守GHDの連結子会社社員2人が、インサイダー取引を行っていたとして、内閣総理大臣及び金融庁長官に対し、課徴金納付命令を発出するよう勧告を行ったことを明らかにした。

# 1. KDDIグループ子会社破産

KDDI株式会社「外部調査委員会による調査報告書」2015年8月21日  
中国子会社DMX Technologies Group Ltd. (シンガポール証券取引所上場)  
2014年12月期決算について、PwCから求められた証憑の提出ができない  
2015年2月3日、CEO、CFOが香港警察当局に逮捕

## 買収時の財務デューデリジェンス

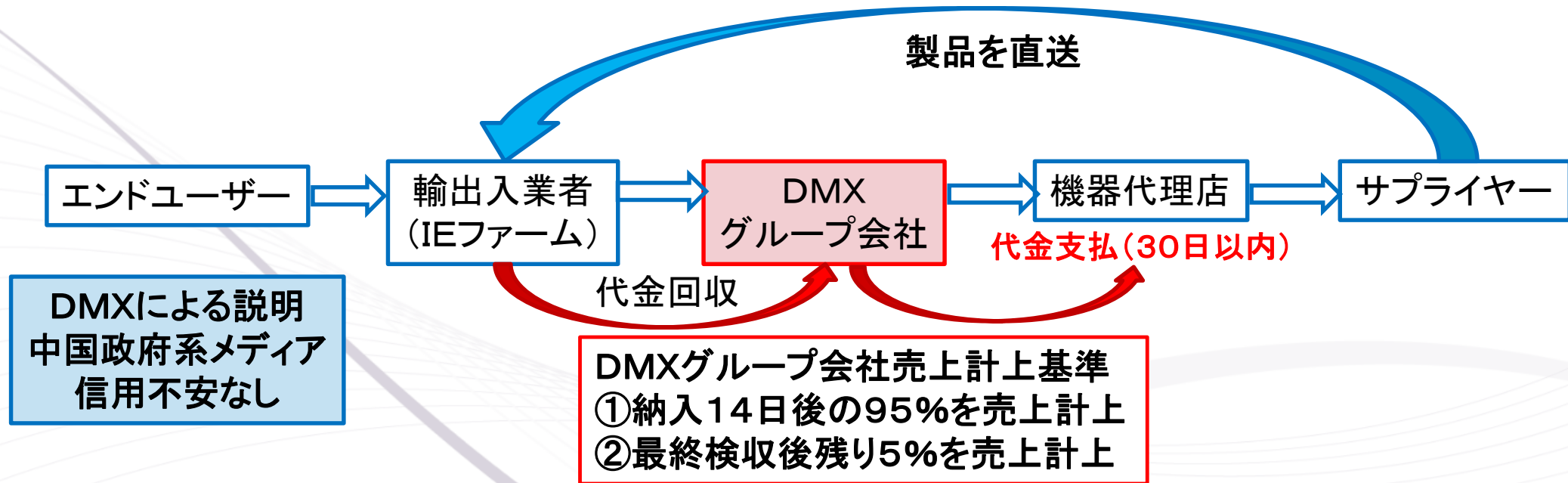
売掛金の急激な増加 + 1年以上滞留した売掛金が26%  
8,800万US\$ (2007年12月末) ⇒ 1億2,600万US\$ (2009年3月末)  
回収リスクの増大と回収可能性についての検討が推奨

KDDI経営陣の認識の甘さ = DMXに対する確たる根拠のない信頼  
シンガポール証券取引所に上場  
大手監査法人Deloitte Tohmatsuが会計監査を担当  
DMX側の情報に依拠 ⇒ リスク認識の乏しさ, 脇の甘さ, 淡泊さ

2015年3月期決算で33,798百万円を特別損失に計上(5月12日付リリース)

# 1. KDDIグループ子会社破産

KDDI株式会社「外部調査委員会による調査報告書」2015年8月21日  
中国子会社DMX Technologies Group Ltd.による架空売上の疑い



## 実在性に対する疑義

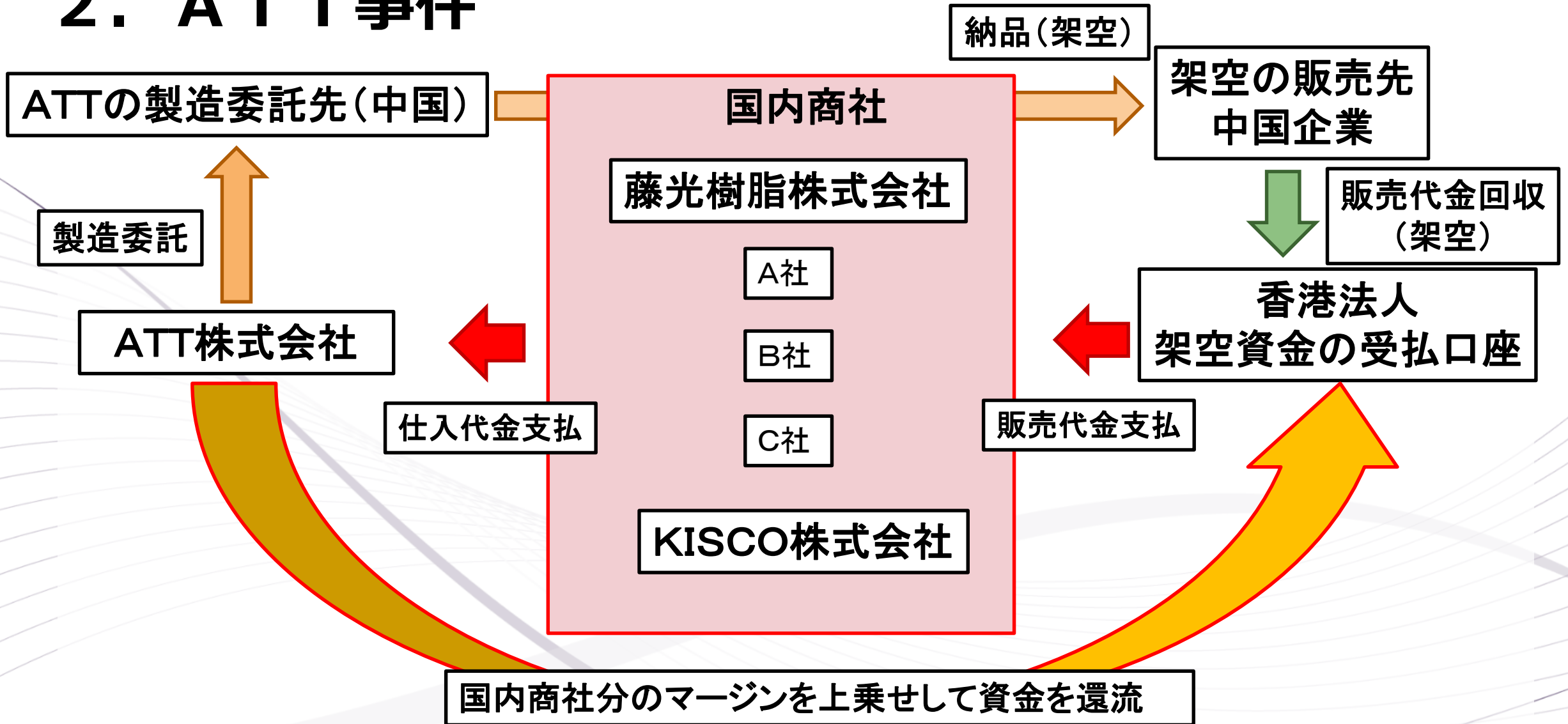
- ・出荷された製品が納入されたことを証明する書類の不存在
- ・調査対象取引に係る売上のほとんどが代金回収未済

海外子会社事業損失  
33,798百万円の計上

## 2. ATT事件

	会社・メディア名	公表内容
2016年3月20日	FACTAオンライン (FACTA2016年4月号)	『フィルムで大儲け？ 怪しい「白鵬のタニマチ」』 ATTは2013年8月期13億円→2015年同期112億円と売上高が急増しており、信用調査会社にマークされていることを報じる
2017年6月29日	KISCO株式会社	「平成29年3月期有価証券報告書提出期限延長に係る承認申請書提出に関するお知らせ」で、海外取引の一部で対象となる物品の实在性に疑義があるとして、特別調査委員会を設置して調査を行っていることから、有価証券報告書の提出期限延長を申請したことを公表
2017年8月3日	株式会社東京商工リサーチ	『被害額100億円以上？TSR独自取材で循環取引の実態に迫る』 (ATTによる循環取引に関する分析記事)
2017年8月9日	藤倉化成株式会社	連結子会社の藤光樹脂株式会社は、ATTとの取引において製品が実在しない架空取引であることが判明したとして、貸倒引当金繰入額428百万円を計上することを公表
2017年8月14日	KISCO株式会社	特別調査委員会による報告書を公表 調査報告書上は、中国における循環取引を仕組んだのは「A社」とされており、KISCOとATTとのつながりは、表面上、発覚していない
2017年8月20日	FACTAオンライン (FACTA2017年9月号)	『老舗素材商社KISCOが循環取引で大穴』 KISCO株式会社がATT事件に巻き込まれていたことを報じる
2017年8月28日	ATT株式会社	東京地方裁判所から破産開始決定
2017年11月10日	藤倉化成株式会社	「藤光樹脂株式会社とATT株式会社の架空取引に関する調査報告書」 ATTと藤光樹脂の取引実態を実名で公表

## 2. ATT事件



東京商工リサーチ『被害額100億円以上？TSR独自取材で循環取引の実態に迫る』の記事をもとに筆者作成  
[http://www.tsr-net.co.jp/news/analysis/20170803\\_01.html](http://www.tsr-net.co.jp/news/analysis/20170803_01.html)



## 2. A T T 事件

ATT関連記事(FACTA2017年9月号)  
老舗素材商社KISCOが循環取引で大穴

<https://facta.co.jp/article/201709026.html>

ATT(東京・両国)の柴野恒雄社長は6月22日付で取引先に送付したレターで「これまでの中国生産品として処理してきたものは、全て循環取引です。全て私の一人の指示で実行してきました」などと書き残し行方をくらました。

翌日から素材商社のKISCO(大阪市中央区)が「海外取引の一部で循環取引詐欺事案による被害可能性を認識した」と主力取引先に出向いて説明を始めた。フィルムをATTから仕入れて中国企業に転売する商流で最大70億7,700万円もの焦げ付きが出たという。ATTとの取引が本格化した2015年3月期からは営業キャッシュフロー自体が赤字というありさまで、昨年9月末の有利子負債は400億円弱に達する。

岸本剛一社長は弱冠37歳。7年前に父が胆管がんで急逝し、以来一手に経営を担ってきた。「年商1千億円には強くこだわっており、ATTの柴野社長のことは完全に信頼していたようだ」という業界関係者の証言もある。

## 2. ATT事件

ATT破綻記事(東京商工リサーチ)

[http://www.tsr-net.co.jp/news/tsr/20170830\\_01.html](http://www.tsr-net.co.jp/news/tsr/20170830_01.html)

ATT(株)(墨田区両国2-17-17, 設立平成18年9月, 資本金1億円, 柴野恒雄社長)は8月28日, 東京地裁より破産開始決定を受けた。負債は現在調査中。

防弾ガラス, 飛散防止, アパレル, メディカル分野等で使われるポリウレタンのほか, ウレタン製のスマートフォン保護フィルムなどを卸販売していた。中国の深圳と香港に事業所を置き, 中国企業向けに販売するほか, 国内専門商社等に販売し, 平成25年8月期の売上高は13億円をあげていた。その後の売上高は26年8月期が約57億円, 27年8月期が約112億円, 28年8月期が約374億円と急増していた。

しかし, 中国の製品委託加工業者への製造装置・検査装置などの貸与設備への投資が資金負担となり, 赤字を計上し債務超過に陥っていた。25年以降, 売上高の異常な増加で一部取引先からは循環取引の疑いもかけられていた。こうしたなか, **柴野社長が29年6月22日付で, 「当社が循環取引の中心となり取引先に損害を与えた」と謝罪する通知文を取引先に送付し, その後の動向が注目されていた。**



## 2. ATT事件——KISCO報告書

KISCO株式会社は、大正10(1921)年設立、旧商号は岸本産業株式会社。化学品、合成樹脂などの製造・販売を主要事業とする。資本金6億円。売上高89,809百万円、経常利益1,825百万円、従業員数2,252名。大阪市中央区。非上場。

KISCOは、2013年10月以降、ATT(報告書上は「A社」との間で、ATTから光学フィルムを仕入れ、国内のB社、中国のC社、E社及びF社に販売する取引を行ってきた。

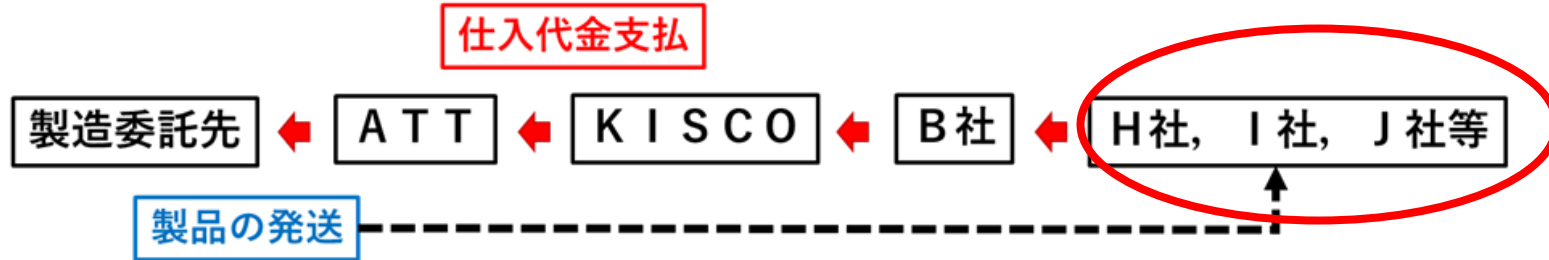
### ATTとの取引に対するKISCOの認識

本件取引は、対象物品がATTの中国の製造委託先から中国の販売先に対して直送される取引であり、当社が商流に入ることにより、取引の他の当事者に対して実質的に与信を付与すると引き替えに、当社も、販売代金と仕入代金の差分相応額について利益を得ることができる取引

⇒ いわゆる「商社的取引」「帳合取引」として、利益を得てきた

# 2. A T T 事件——K I S C O 報告書

当初の商流(取引A)

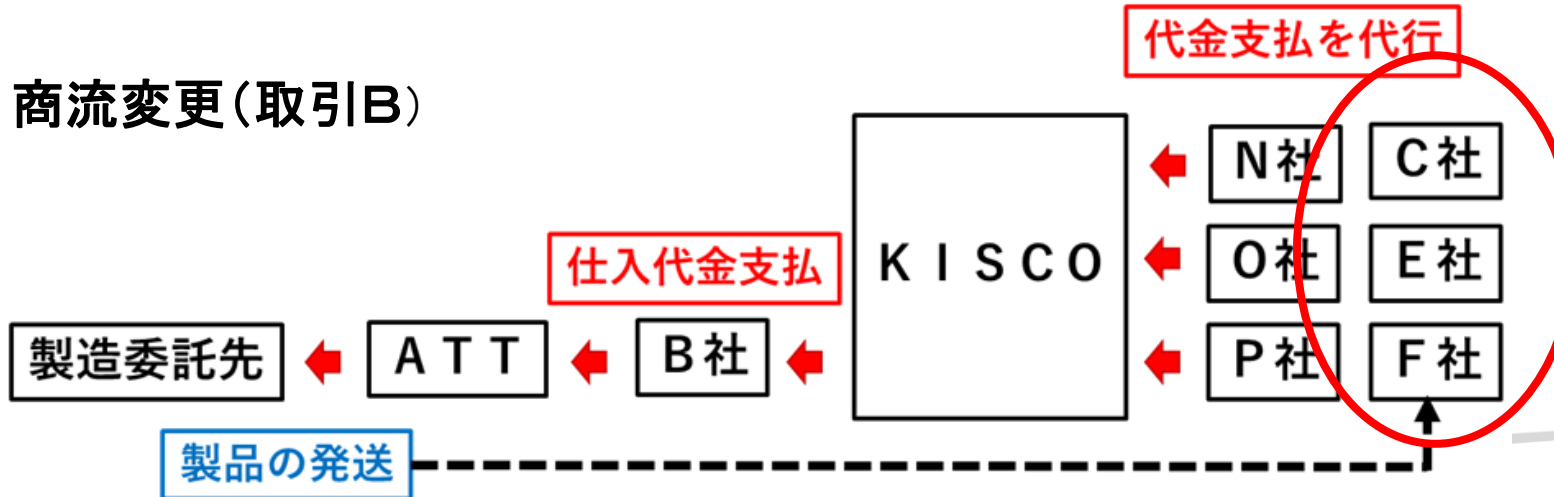


中国販売先

商流変更理由(2015年8月)

- ①より末端に近いユーザーに販売するというKISCOのポリシー
- ②B社の与信リスク軽減
- ③本件取引の実態把握
- ④中国の現地企業とのビジネスを発展させる機会となること

商流変更(取引B)



中国販売先

実際の販売先ではない  
N, O, P社名義での入金

## 2. A T T 事件——K I S C O 報告書

### KISCO監査役による取引内容確認

急に取引量が増大した本件取引について、「A社とB社との間には資本関係があり、結託して架空取引を行う可能性がある」と指摘したため、担当者らは、A社に対しては、出荷案内書等の提出や製造委託先・最終需要家の名称の開示を、B社に対しては、最終需要家からの注文書や入金明細等の提出を求めた。

### 監査役の指摘にもかかわらず、取引を継続した理由

- ① B社からの注文書と最終需要家の注文書の内容が一致していること
- ② 架空取引による資金循環であれば、銀行に指摘されているはずであること
- ③ 決済条件における支払いサイトが短すぎること
- ④ 一部の最終需要家について開示を受けていること
- ⑤ 取引Aに関する生産販売体制及び計画について、A社社長から開示を受けたこと
- ⑥ A社が中国に自社工場設立を計画していることを、A社社長から説明を受けたこと
- ⑦ B社代表取締役社長は自社に自分の息子を入社させていることから、不正な取引を行っている会社に息子を入社させることはないと思われること
- ⑧ A社社長は、急なアポイントメントにもかかわらず、面談に応じるなど、対応に誠意が感じられること

## 2. A T T 事件——K I S C O 報告書

### 特別調査委員会による原因分析

#### I. 短期的な取引額の拡大に伴うリスクに対する評価の歪み及びリスクコントロールのための施策の不十分性

- ① 架空取引に基づく資金循環に関する知識の不足
- ② 関係取引先の信用性と本件取引の信用性の取り違え
- ③ 対象商品に係るビジネスの動きと整合性の検討不足
- ④ 中国の商取引の特殊性に関する誤った理解と対応及びコンプライアンス意識の不足
- ⑤ 売上偏重の意識
- ⑥ リスクコントロールのための施策の不十分性

#### II. 取引の実在性に関する確認・調査の不十分性

取引開始時の審査不足／取引Aについての架空取引の懸念が生じた時の調査不足

商流変更の際しての調査不足／取引Bの継続に関しての調査不足

#### III. 監査部門及び管理部門の機能不足・機能不全

与信管理の不徹底／取引開始時の決裁及び決裁条件の変更に応じた事後のモニタリングの不十分性／監査部門及び管理部門の役割の不明確性／社内教育の不徹底

## 2. A T T 事件——藤倉化成報告書

藤倉化成株式会社は1938年設立、塗料、樹脂材料等の製造・販売を主要事業とする。売上高62,780百万円、経常利益3,348百万円、従業員数1,245名。本店所在地は東京都板橋区。東京証券取引所1部上場。

架空取引が発覚した藤倉化成の連結子会社である藤光樹脂株式会社は1964年設立。1973年9月、藤倉化成が筆頭株主となった。合成樹脂原料・加工品の販売を主たる事業とする。売上高23,049百万円。従業員49名。資本金4,000万円のうち、藤倉化成の出資比率は51%で、他に創業者で代表取締役会長が30.5%の株式を有している。本社所在地は東京都中央区。代表取締役社長の山増裕志氏は藤倉化成の出身であり、また、特別調査委員会委員長の下田善三氏が監査役を務めている。

### **ATTと藤光樹脂の関係**

藤光樹脂とATTとの取引関係は、2008年に始まり、2009年3月には関係強化のため藤光樹脂がATTに対して1,500万円を出資することとなり、調査時点における出資比率は15%である(ATTの資本金は1億円)。

## Ⅱ A T T 事件——藤倉化成報告書

### ATTとの取引解消と再開

2011年、取引はいったん消滅し、藤光樹脂はATTに対する出資金の減損処理を行う。取引再開は、2013年で、「ATTからフィルムを仕入れ、Y社・Z社に販売する取引」で、「2016年11月ころまで継続し、取引自体は順調に決済された」ということである。

### 2016年12月における新規取引の開始＝ATT柴野社長より

ATTの中国向け輸出の急拡大により代理店を取りまとめたい。藤光樹脂には、ATTから製品を購入して、中国のユーザーに販売してほしい。販売する先として指定されたのは、X社である。

### 藤光樹脂の損失

取引の総額については、調査報告書では触れられていない。調査時点における藤光樹脂の損害額は約4億3千万円に達している。

藤倉化成株式会社特別調査委員会報告書(2017年11月10日付)



## 2. A T T 事件——藤倉化成報告書

### 特別調査委員会による原因分析

- 1 A T T 柴野社長の説明を鵜呑みにして裏付け確認を全くしていないこと
- 2 売上先の信用は調査しても、仕入先の信用は問題ないとの考え方
- 3 株主権の不行使

株主権の不行使とは、A T T は一度も株主総会の招集通知を藤光樹脂に送付しておらず、計算書類等も提供していないにもかかわらず、藤光樹脂からは改善の要望をした形跡がない。

また、藤光樹脂が置かれていた状況として、2017年3月期には、前期までであった大型商談が大幅縮小または終了し、売上の大幅な減少が想定されており、2016年4月から「新たな取引の拡大が至上命題」となっていたため、「疑問点を抱かず、慎重なる調査を怠ることにつながっていた」と指摘している。

### 特別調査委員会委員長の人選について

委員長である藤倉化成常務取締役管理本部長の下田善三氏は、藤光樹脂の監査役を兼務しており、A T T との不自然な取引については詳細を調査・報告させ、場合によっては、取引を中止させるべき立場にあった。調査報告書では、藤光樹脂の取締役会の運営状況、下田氏が監査役として本件取引についてどのような報告を受けていたのか、などの記述は見当たらない。

## 2. A T T 事件——藤倉化成報告書

### 特別調査委員会による再発防止策

#### 1. 藤倉化成側の施策

藤光樹脂の重要事項・重要取引についての資料を含めた藤倉化成への提供と協議，監査室等によるそれらの検討や更なる調査など，藤光樹脂が商社で藤倉化成連結子会社として異質であることを念頭に，スタッフの教育や増強により，問題の把握をつとめること

#### 2. 藤光樹脂側の施策

- ・取引形態に応じて，担当部門以外の要員も含めた内容検討の会議の開催を行うこと
- ・営業担当部署以外の管理部門の独立性を強化し，社内で相互にチェックし，質問や批判できる体勢を整えること

### 取引信用保険

藤光樹脂は，X社の売掛金について，4億円を限度とする取引信用保険をかけていたものの，X社への売上が架空のものであることから，保険会社から，保険金の支払いを拒否されている。

リスクヘッジのための取引信用保険の付保は，商社では広く行われているが，架空売上の計上に伴う売掛金未回収には保険は適用できないというきわめて当然の事実は，多少のリスクは保険が適用されるから大丈夫という甘い与信判断は許されないということである。



## 2. A T T 事件——なぜ、巻き込まれてしまったのか？

### KISCOの場合

1. 売上高1千億円に対するこだわり

**売上至上主義？** 若くして社長の座に就いた代表取締役の焦り？

2. 代表取締役のATT柴野社長に対する信頼

中国市場への進出，中国向けビジネスの拡大

= 中国企業相手のビジネスについては経験不足があったか？

### 藤光樹脂の場合

1. 売上高の大幅減少が予見されていたこと

2017年3月期に大型商談が大幅縮小または終了

2016年4月から「新たな取引の拡大が至上命題」となっていた

2. 親会社から出向していた代表取締役の焦り？

藤倉化成出身の社長が，どこまで，藤光樹脂の経営を掌握していたか？

親会社への決算報告で，「減収減益」「赤字決算」などをためらう気持ち？

## 2. A T T 事件——不正リスクの許容ライン

### 1. 商社が巻き込まれてしまっていること

商社 = 通常, 与信管理や取引先調査に関するノウハウを保有にもかかわらず, 架空循環取引に巻き込まれてしまった理由

- ・ATT柴野社長の言葉巧みな中国市場の特性に納得
- ・「売上拡大」を焦るあまり, 「信じたいことしか信じない」状況

### 2. 異常事態に目をつぶっていたこと

- ・販売先を訪問したら会社が存在しなかった
- ・販売先ではない会社から入金があった

中国をはじめとする海外市場への進出, 売上拡大を図る場合には, 日本におけるビジネスの常識が通用しない場合には撤退する勇気を持つということが, 「不正の許容ライン」の最後の一線

### 3. 2度目の調査委員会設置——昭光通商

昭光通商株式会社は、1947年5月設立。化学品、合成樹脂、金属などの製造及び販売を主たる事業とする。資本金約80億円。売上高124,326百万円、経常利益1,967百万円。従業員数525名。本店所在地は東京都港区。東京証券取引所1部上場。

昭光通商(上海)有限公司(昭光上海)は2001年10月設立。貿易取引の拡大、国際化戦略を積極的に進めるため、上海に設立された営業拠点。設立時の資本金は400,000米ドル(現在は64,000千米ドル)で、昭光通商が100%出資している。主要事業は、輸出入取引全般及び中国国内取引。

株式会社ビー・インターナショナル(ビー社)は、化学品及び関連商品の輸入販売を業務内容とし、2014年1月、昭光通商が株式の100%を取得

2015年5月8日	「貸倒引当金繰入額(特別損失)の計上、平成27年12月期連結業績予想の修正および配当予想の修正に関するお知らせ」
7月30日	「特別調査委員会の調査結果について」
2017年2月13日	「平成28年12月期決算発表の延期に関するお知らせ」
3月1日	「平成28年12月期決算発表の再延期のお知らせ」
4月17日	「特別調査委員会の報告書受領に関するお知らせ」
4月25日	「特別調査委員会の調査報告に基づく再発防止策について」
6月12日	東証「公表措置及び改善報告書の徴求」を公表
6月26日	東証：昭光通商株式会社による「改善報告書」を公表
12月27日	東証：昭光通商株式会社による「改善状況報告書」を公表

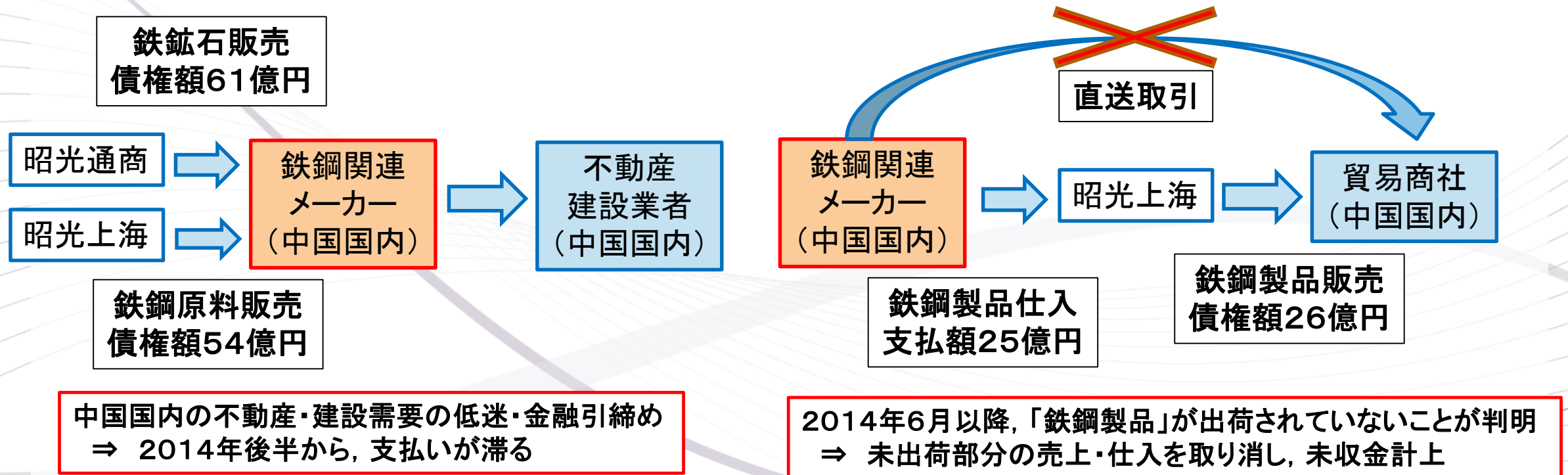
### 3. 2度目の調査委員会設置——昭光通商

昭光通商株式会社(特別調査委員会の調査結果)

昭光通商及び連結子会社昭光通商(上海)有限公司

平成27年12月期第1四半期決算で貸倒引当金繰入額128億円を特別損失計上

⇒ 特別調査委員会を設置, 事実解明, 原因分析及び再発防止策の策定



昭光通商株式会社特別調査委員会調査結果(2015年7月30日付)

### 3. 2度目の調査委員会設置——昭光通商

昭光通商株式会社(7/30「特別調査委員会の調査結果について」)

昭光通商及び連結子会社昭光通商(上海)有限公司

平成27年12月期第1四半期決算で貸倒引当金繰入額128億円を特別損失計上

昭光通商グループ(連結子会社19社, 持分法適用会社16社)

工業製品等の製造・販売。親会社は昭和電工株式会社(被所有割合44%)。

売上高181,192百万円, 経常利益1,456百万円(平成26年12月期)

特別調査委員会による原因分析

- ① 実質的には1人の担当者のみが取引実態を把握する体制
- ② 与信リスクの判断に関する社内基準, 上限額が明確ではない
- ③ 本件取引がグループの業績向上を牽引していたという背景事情
- ④ 監査役, 監査室, 債権審議委員会による事後牽制機能が有効に機能せず

今後は, 中国国内の顧客との鉄鋼関連取引について, 大幅に縮小をいたします。

(第一四半期報告書)

### 3. 2度目の調査委員会設置——昭光通商

#### 第1次特別調査委員会報告の概要(2015年7月30日)

(委員長:弁護士森田恒平,委員:公認会計士・公認不正検査士宇澤亜弓,委員:常勤(社外)監査役酒井仁和)

昭光通商は、2008年に開始した中国国内の鉄鋼関連メーカーグループとの間の「鉄鉱石」の販売取引において、2015年3月末時点で**約61億円**の売掛金を有していた。

昭光上海は、2009年に開始した同じグループとの間の「鉄鋼原料」の販売取引において、2015年3月末時点で**約54億円**の売掛金を有していた。

これらの「鉄鉱石」及び「鉄鋼原料」の取引について、2014年後半から、中国国内の不動産・建設需要の低迷及び金融引締め等の影響を受け、支払が滞るようになった。

さらに、昭光上海は、2012年から別の中国国内の貿易商社との間で「鉄鋼製品」の販売等の取引を開始し、その債権額は、2014年12月までに約26億円となった。当社の調査により、2014年6月以降、「鉄鋼製品」の出荷がされていないことが判明したため、支払済みであった仕入代金**約25億円**を長期未収入金として計上した。



# 3. 2度目の調査委員会設置——昭光通商

## 第1次特別調査委員会報告の概要(2015年7月30日)

### 原因分析

#### ① 本件取引の実態の把握

実質的には1人の担当者のみが本件取引の実態を把握する体制になっていたこと

#### ② 与信リスクの判断

中国の信用調査に基づくリスク分析に甘さ／多額の与信を付与しているという問題意識が

#### ③ リスク管理意識

取引拡大を優先することがトップの意向であるという社内の意識・雰囲気

#### ④ 事後牽制機能

監査役会、監査室及び債権審議委員会による事後牽制機能が有効に機能していなかったこと

### 再発防止策の提言を踏まえた取組み

① 相互監視機能の強化, ② 与信管理規程の見直し, ③ 与信決裁過程の整備

④ 海外法人に対する与信審査の厳格化, ⑤ リスク管理意識の向上, ⑥ 債権審議委員会の機動的な運営

# 3. 2度目の調査委員会設置——昭光通商

## 第1次特別調査委員会報告の概要(2015年7月30日)

### 公表された調査結果に関する疑問点

#### (1)取引の実在性

「鉄鉱石」及び「鉄鋼原料」の販売等の取引の実在性に、特段の疑義を差し挟む根拠は、確認されませんでした。「鉄鋼製品」の販売等の取引についても、2014年6月以前の取引については、その実在性に特段の疑義を差し挟む根拠は、確認されませんでした。

⇒ どういう調査の結果、「疑義がない」と判断したのかのかについて説明がない

⇒ 実在性が確認できなければ、過年度決算の訂正につながるの、それを回避したのかという疑念

#### (2)調査の範囲

昭光通商及び昭光上海のその他の取引について売掛金の滞留状況及び在庫の滞留状況等に対する調査を実施いたしました。異常点を示唆する特段の事象は、検出されませんでした。

⇒ 他のグループ会社の調査を行わない理由について説明がない

第1次調査の期間中も他の連結会社で架空循環取引が潜行していた事実が判明

⇒ 決算発表の延期と2度目の特別調査委員会設置を公表



### 3. 2度目の調査委員会設置——昭光通商

#### 第2次特別調査委員会報告の概要(2017年4月17日)

(委員長:弁護士山本憲光, 委員:公認会計士築島繁, 委員:常勤監査役(社外)酒井仁和)

#### 発覚の経緯

会計監査人からビー社の取引について、仕入先及び販売先になっているA社及びB社の代表取締役が同一人物であることから、商流の適正性・合理性等について、注意喚起及び調査依頼を受け、昭光通商監査役が、取引の関係書類等の精査を行ったところ、受領していた船荷証券の写しに偽造または変造を疑わせる痕跡が発見された。

#### 取引A



取引Aでは、中国メーカーが製造した工業品を上海所在のG社が輸入し、最終顧客であるC社工場に直接納品 ⇒ ビー社は、納品確認等を行っていない。

### 3. 2度目の調査委員会設置——昭光通商

#### 第2次特別調査委員会報告の概要(2017年4月17日)

##### 取引B



取引Bでは、輸入を担当する商社名や最終顧客名について、ビー社は把握していない。

##### 取引による効果

取引Aにおいては、ビー社は仕入代金を仕入れ月に決裁してB社に支払う一方、売上代金がA社から入金されるのは3か月後であったため、A社にとっては3か月間の資金融資を受けているのと同様の効果が生じていた。

一方、取引Bについては、仕入代金、売上代金の決済期限はともに納品書受領後3か月とされていたため、金融機能があったわけではない。

### 3. 2度目の調査委員会設置——昭光通商

#### 第2次特別調査委員会報告の概要(2017年4月17日)

#### ビー社の売上実績と取引A及びBが占める割合

(単位：百万円)

決算期	売上合計	取引A	取引B	A / B以外	構成割合
2011年12月期	2,954	199		2,755	6.74%
2012年12月期	4,042	738		3,304	18.26%
2013年12月期	5,331	1,947		3,384	36.52%
2014年12月期	6,837	3,414		3,423	49.93%
2015年12月期	8,215	4,766	459	2,990	63.60%
2016年12月期	8,478	4,987	1,029	2,462	70.96%
累 計	35,857	16,051	1,488	18,318	48.91%

ビー社を買収

第1次調査

昭光通商に買収された後、ビー社の売上は伸長せず、取引A及びBが急増、売上高全体の70%を占める

### 3. 2度目の調査委員会設置——昭光通商

#### 第2次特別調査委員会報告の概要(2017年4月17日)

##### 原因分析＝与信管理体制の不備

ビー社のA社に対する与信額は昭光通商取締役会における決議事項となり、2015年3月以降、債権額の圧縮策や債権保全策が審議されてきた ⇒ 解決方法なし。

**2016年11月開催**の取締役会における、当時の代表取締役社長による提案

現在のビー・インターナショナルにとってA社の存在が欠かせず、直ちに取引の大幅縮小を行うことは困難であること、来年から債権額は減少傾向となることが見込まれていることから、暫定的に与信枠を承認することとし、半年後に再度審議することとしたい

問題点①A社の格付けは「E」で、「常時警戒を有する債権とされており、取引継続が許容され得る中では最もリスクの高い与信先としての分類」にもかかわらず、13億円を超える与信額を認めていること

問題点②すでに監査法人から、商流の適正性・合理性等について、注意喚起及び調査依頼を受けていたにもかかわらず、現状を追認する経営判断を行ったこと

### 3. 2度目の調査委員会設置——昭光通商

#### 第2次特別調査委員会報告の概要(2017年4月17日)

##### 原因分析＝再発防止策の不徹底

当社においては中国子会社問題に関して、前回再発防止策提言の実施に当たって、海外部・海外子会社のみならず国内子会社に対しても、専任担当部門による商流の確認を実施していれば、本件取引の実態につき早期発覚の端緒を掴むことができた可能性は否定できず、また、当社の取組自体、全社的なリスク評価を行っておらず、組織的な実施及びその評価、並びに、更なる施策の検討といったPDCAサイクルの実施が十分でなかったことは否定できない。

第1次特別調査委員会の調査対象をグループ会社全体とするか、または、再発防止策として提言した、「取引実態の把握」や「与信管理手続」といった内容を履践していれば、2015年12月期の段階で本件取引は把握でき、第2次調査委員会の設置と大幅な決算修正という事態は避けられた可能性が高い。

### 3. 2度目の調査委員会設置——昭光通商

#### 東京証券取引所による「公表措置」(2017年6月12日)

昭光通商株式会社は、2017年4月17日、同社子会社における特定顧客との取引の実在性等に関する特別調査委員会の調査報告書を開示し、同月25日、過年度の決算短信等の訂正を開示しました。これらにより、同社子会社が行っていた特定顧客との取引において、対象物品が存在しないまま実質的に資金のみが循環している、いわゆる資金循環取引に組み込まれていたことが明らかとなりました。その結果、平成26年12月期から平成28年12月期第3四半期までの決算短信等について、同社が虚偽と認められる開示をしていたことが判明しました。

なお、同社においては、平成27年12月期第1四半期決算において、中国での鉄鋼関連商品に係る取引の実態把握、与信管理等の問題から多額の貸倒引当金繰入額を特別損失に計上する事象が発生しましたが、この事象を契機に設置した調査委員会から再発防止策として国内外の商流の再確認等の提言を受けていたにもかかわらず、これを十分に策定及び実行しなかったことも、本件資金循環取引を早期に発見できなかった一因であると認められました。

以上を踏まえると、本件は、開示された情報の内容に虚偽があることにより上場規則に違反しており、かつ、投資者の投資判断に相当な影響を与えるものであり、公表を要するものと認められることから、公表措置を行うことにしました。



# 3. 2度目の調査委員会設置——昭光通商

改善報告書(2017年6月26日)・改善状況報告書(2017年12月27日付)

## 原因分析——その1

(1) 中国問題に対する是正策の不徹底: 全社的かつ統括的な管理の不徹底

(2) 取引実態の検証の不十分

(ア) 子会社内部の原因

知識及び経験の不足／子会社内部で牽制機能を果たすべき組織の不存在

(イ) 所管本部における原因: 子会社図書館本部との間の責任の所在の不明確さ

(ウ) 本社牽制部門の機能不足・脆弱性

審査法務部の機能不足／監査室の人員の量と質の不足

(エ) グループ戦略管理の不十分性: M&A時の検討の不十分性

(オ) 問題発見時の対応を迅速に行うための体制(危機管理体制)の不十分性

(3) 与信管理ルール内容及び運用の不十分性

(4) 取締役会に対する情報提供と取締役会によるモニタリングの不十分性

(5) 新規取引のリスクを分析・評価する機能の不存在

### 3. 2度目の調査委員会設置——昭光通商

改善報告書(2017年6月26日)・改善状況報告書(2017年12月27日付)

#### 原因分析——その2

経営者に、「再発防止策の適確な立案と効果的な実行を会社全体として総合的、継続的に管理する全社的な体制を構築して進めるべきとの認識がなかった」理由

- ①中国子会社問題の原因を、1人の営業担当者だけが取引の実態を把握する体制になっており、経営トップのみの承認によって取引が拡大できる仕組みの問題として矮小化して捉えていたこと
- ②海外子会社における取引リスクにかかる問題であって、国内取引で同様の問題が生じる懸念は低いと合理的な理由がないまま想定していたこと

#### 改善状況報告書のまとめ

当社は、当社グループのすべての役員及び従業員が一丸となって再発防止の取り組みを進めてまいりました。その結果、子会社のガバナンス強化、取引審査・与信管理の充実等、成果が着実に表れてきていると認識しています。今後は、これまでに実施した改善策を定着させるとともに、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上の基盤構築のため、プロジェクト体制による改善活動を継続して推進し、株主、投資家並びに関係者の皆様の信頼回復に取り組んでまいります。



## 3. 2度目の調査委員会設置——昭光通商

証券取引等監視委員会(平成30年12月14日)

昭光通商株式会社に係る有価証券報告書等の虚偽記載に係る課徴金納付命令勧告について [https://www.fsa.go.jp/sesc/news/c\\_2018/2018/20181214-1.html](https://www.fsa.go.jp/sesc/news/c_2018/2018/20181214-1.html)

### 勧告の内容

証券取引等監視委員会は、昭光通商株式会社(以下「当社」という。)に係る有価証券報告書等の虚偽記載について検査した結果、以下のとおり法令違反の事実が認められたので、本日、内閣総理大臣及び金融庁長官に対して、金融庁設置法第20条第1項の規定に基づき、課徴金納付命令を発出するよう勧告を行った。

### 法令違反の事実関係

当社は、連結子会社における炭化ケイ素等の架空取引により、売上の過大計上を行うとともに、貸倒引当金及びのれんの減損損失の計上等を適正に行わなかった。

この結果、当社は、関東財務局長に対し、金融商品取引法第172条の4第1項及び第2項に規定する「重要な事項につき虚偽の記載がある」以下の有価証券報告書等を提出したものである。

課徴金の額 2,400万円

## 青山学院大学名誉教授 八田進二先生の言葉

**不正に重要性の原則はない。**

### 企業会計原則注解

#### 〔注1〕重要性の原則の適用について

企業会計は、定められた会計処理の方法に従って正確な計算を行うべきものであるが、企業会計が目的とするところは、企業の財務内容を明らかにし、企業の状況に関する利害関係者の判断を誤らせないようにすることにあるから、重要性の乏しいものについては、本来の厳密な会計処理によらないで他の簡便な方法によることも、正規の簿記の原則に従った処理として認められる。

## **<お断り>**

**本日の研究会においては、受講者のみなさまが、より具体的に事例を検討できるように、企業名についてはすべて実名で、個人名についても取締役・監査役など、有価証券報告書等で氏名が開示されている方については、実名で発表させていただきます。**

**また、研究会の内容につきましても、基本的に、公表された事実をもとに構成しておりますが、意見に関わる部分については、当職の個人的な見解や推測を含んでいることを、あらかじめご諒承ください。**

**本日は、最後までご聴講いただき、  
ありがとうございました。**

**【お問い合わせ】**

**米澤勝税理士事務所  
東京都港区高輪2-19-17  
高輪交陽ハイツ1112  
E-mail : m.yone.0531@gmail.com**